

新型インフルエンザ等対策に関する 業務計画

平成 28 年 5 月 10 日 制定

公益社団法人島根県トラック協会

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	
第2節 基本方針	
第2章 平素からの備え	2
第1節 活動体制の整備	
第2節 関係機関との連携	
第3節 運送に関する備え	
第4節 訓練の実施	
第3章 新型インフルエンザ等の対策の実施	4
第1節 新型インフルエンザ等対策本部への対応	
第2節 活動体制の確立	
第3節 関係機関との連携	
第4節 運送の確保	
第5節 予防接種	
第4章 計画の適切な見直し	7
第1節 計画の適切な見直し	

第1章 総則

第1節 計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されることから、この計画は、新型インフルエンザ等が発生したとき、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第9条の規定に基づき、島根県の指定地方公共機関である公益社団法人島根県トラック協会（以下「当協会」という。）が、人命最優先の原則から感染拡大を前提に、新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の輸送を可能な限り維持していくために、必要な対応・措置を定めることを目的に「業務計画」を作成する。

第2節 基本方針

新型インフルエンザ等の病原性が高く感染力が強い場合には、県民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、当協会では、新型インフルエンザ等が発生した場合は、長期的には、県民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に「感染拡大を可能な限り抑制し県民の生命・健康を保護すること」及び「県民生活・経済に及ぼす影響を最小となること」を目的として対策を講じるために、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、県民の協力を得つつ、他の機関と協力連携し、その業務の的確かつ迅速な実施に万全を期する。

1. 関係機関との連携の確保

新型インフルエンザ等の対策に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努める。

2. 新型インフルエンザ等の対策を実施するための自主的判断

新型インフルエンザ等の対策を実施するに当たっては、国及び島根県等から提供される情報を踏まえ、当協会が自主的に判断するものとする。

3. 安全の確保

新型インフルエンザ等の対策を実施するに当たっては、国及び島根県等の協力を得つつ、当協会職員及び当協会が実施する業務に従事する者の安全の確保に配慮する。

4. 島根県対策本部長の調整

- (1) 島根県新型インフルエンザ等対策本部長（以下「島根県対策本部長」という。）による調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努める。
- (2) 島根県知事及び市町村長より緊急物資の運送等に関する求めがあった場合には、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。
- (3) 島根県知事より緊急物資の運送に関して指示が行われた場合には、特措法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するものとする。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

1. 防災対策委員会の設置

特措法に関する業務について当協会内の連絡及び調整を図るための連絡調整組織として、当協会内に防災対策委員会（以下「防災委員会」という）を設置する。

防災委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

2. 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

① 県民の感染状況、会員事業者の感染及び運行状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。

② 夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努める。新型インフルエンザ等に連絡担当者が感染した場合等においても当協会内及び会員事業者との連絡を確実に行えるよう、連絡ルートの多重化、代行する職員の指定など新型インフルエンザ等の発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

(2) 通信体制の整備

- ①新型インフルエンザ等の対策を迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制である「トラ協しまね防災連絡網システム」の整備及び充実強化を図る。
- ②通信体制の整備に当たっては、いつでも通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努める。
- ③平素から業務遂行に必要な通信設備の点検を定期的実施する。

3. 緊急参集体制及び活動体制の整備

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時において、対策を的確かつ迅速に実施するため、関係職員の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、関係職員に周知する。必要な事項を定めるに当たっては、各種職員の参集が困難な場合等も想定しつつ、連絡手段及び参集手段の確保など必要な事項をあわせて定める。
- (2) 緊急参集を行う関係職員については、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認する。
- (3) 新型インフルエンザ等の対策が長期に及んだ場合に備え、職員の交代要員の確保等に関する体制を整備する。

4. 特殊標章等の適切な管理

島根県知事が平時より特殊標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ島根県知事より特殊標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、島根県知事に対して使用の許可申請を行い、適切に管理を行う。

第2節 関係機関との連携

平素から島根県、指定地方公共機関等の関係機関との間で、新型インフルエンザ等の対策における連携体制の整備に努める。

第3節 運送に関する備え

1. 地方公共団体等が、緊急物資の輸送を実施するための体制の整備を行うに当たっては、連絡先の提供、輸送力及び輸送施設に関する情報の提供、地方公共団体との協定の締結など必要な協力を行うよう努める。
2. 緊急物資の輸送が円滑に実施されるよう、地方公共団体等と連携しつつ、これらの緊急物資の輸送に係わる実施体制の整備、異なる輸送モードを含めた他の指定地方公共機関等との協力体制の構築に努める。

第4節 訓練の実施

平素より、的確な新型インフルエンザ等の対策の実施が可能となるよう当協会内における訓練の実施に努めるとともに、地方公共団体等が実施する訓練へ参加するよう努める。また、訓練の実施に当たっては、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努める。

第3章 新型インフルエンザ等の対策の実施

第1節 新型インフルエンザ等対策本部等への対応

1. 新型インフルエンザ等への適切な対応を図るため、島根県新型インフルエンザ等対策本部（以下「島根県対策本部」という）が設置された場合には、島根県対策本部を中心とした新型インフルエンザ等の対策の推進を図る。
2. 島根県対策本部の設置について連絡を受けたときは、協会内等に迅速にその旨を周知する。

第2節 活動体制の確立

1. 対策本部の設置等
 - (1) 島根県対策本部が設置された場合には、必要に応じて、当協会内において公益社団法人島根県トラック協会新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」）を設置する。
 - (2) 対策本部は、当協会内における新型インフルエンザ等の対策などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び当協会内での共有、広報その他必要な統括業務を実施する。
 - (3) 対策本部を設置したときは、島根県対策本部に連絡を行う。
2. 緊急参集の実施

新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、関係職員の緊急参集を行う。

3. 情報連絡体制の確保

(1) 情報収集及び報告

①県民の新型インフルエンザ等の発生状況、会員事業所の運行状況などに関する情報を迅速に収集するものとし、対策本部はこれらの情報を収集し、必要に応じ、島根県対策本部等に報告する。

②対策本部は、島根県対策本部等より新型インフルエンザ等の発生の状況や対策を実施するに当たり必要となる情報などについて収集を行うとともに、当協会内での共有を行う。

(2) 通信体制の確保

①新型インフルエンザ等が発生した場合には、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保する。

第3節 関係機関との連携

島根県、指定地方公共機関等の関係機関と緊密に連携し、的確な新型インフルエンザ等の対策の実施に努める。

第4節 運送の確保

1. 緊急物資の運送

(1) 島根県知事、市町村の長または指定行政機関の長、指定地方行政機関の長より緊急物資の運送の求めがあった場合には、資機材の故障等により当該運送を行うことができないなど正当な理由がない限り、これらの運送を的確かつ迅速に行う。

(2) 緊急物資の運送の実施に当たっては、当該運送の求め等を行った者より提供される安全に関する情報等に基づき、当該運送に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。また、気象条件等の運行環境によっては、現場で運送を実施する責任者が判断して安全確保のため必要な措置を講ずる。

2. 運送の維持

(1) 運送に必要な施設の状況確認等、適切に運送するために必要な措置を講ずる。

- (2) 運行に障害が生じた場合には、必要に応じ島根県対策本部など関係機関に当該障害について連絡を行うとともに、島根県対策本部など関係機関の協力を得つつ、他の運送事業者である指定地方公共機関等と連携し、代替輸送の確保に努める。

第5節 予防接種

1. ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながるが、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定される。新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類を使用する。

2. 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国の政府対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。この特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

とされている。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等の発生時に政府本部長が発生状況等に応じて柔軟に決定することとなっている。

国では、「特定接種の登録事業者」業種に道路貨物運送業（一般貨物自動車運送業）が、「新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送」を実施するなど社会的役割を果たしているとして登録されており、当協会が島

根県知事、市町村の長または指定行政機関の長、指定地方行政機関の長より、緊急物資の運送を行う場合に、当該運送に従事する者が「特定接種の登録事業者」の対象者となる。

第4章 計画の適切な見直し

第1節 計画の適切な見直し

1. 適時この計画の内容について検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、島根県知事に報告する。また、ホームページ等において公表を行う。
2. この計画の変更に当たっては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聞く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努める。
3. この計画を変更するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。